東三河広域連合告示第７７号

別紙公示送達書に記載された者にかかる書類は、送達すべき住所又は居所が不明のため送達不能につき、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

令和８年１１月１０日

東三河広域連合長　長坂　尚登

この告示による送達の効果は、令和８年１１月１７日に発生する。
なお、東三河広域連合介護保険課で保管している書類は、住所又は居所が判明次第交付する。

公示送達書

介護保険法第１２９条に規定する保険料

送達すべき書類：東三河広域連合予算決算会計規則第４７条に規定する書類

No	氏名
1	森山　暢子
2	中立　一
3	水口　孝子
4	岡本　真優美
5	ＰＡＲＥＤＥＳ　ＮＩＴＺＵＭＡ　ＪＯＳＥ　ＥＶＡＮＩＴＯ
6	酒井　信夫
7	與那城　勇
8	山見　浩司
9	親川　ハビエル
10	田代　容子
11	山口　政幸
12	佐々木　富敏
＊＊以下余白＊＊	